

「新しい生活様式に対応した図書館サービスのあり方について」

答 申

令和3年9月30日

国分寺市図書館運営協議会

## 目次

### はじめに

#### I. 新型コロナウイルス感染症に対応した図書館サービスの取り組みとその見直し

1. 図書館サービスの意義
2. 図書館サービスの取り組み（来館を中心としたサービス）
3. 図書館サービスの見直し（非来館型サービスを中心に）

#### II. 「新しい生活様式に対応した図書館サービスのあり方について」のこれから

1. 障害のある人々への図書館サービス
2. 生涯学習の拠点としての図書館サービス
3. すべての人々の学びを支える図書館サービスの構築

#### III. 提言

#### IV. まとめ

参考資料：電子図書館導入状況（国分寺市教育部図書館課調べ）

附1 委員名簿

附2 審議経過

## 【諮問内容】

新しい生活様式に対応した図書館サービスのあり方について

## 【諮問理由】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市立図書館においては3月より長期間に渡って臨時休館としました。

6月3日より図書館を再開し、順次、段階を踏んでサービスの拡充を図ってきましたが、今、なお入館時間制限などを継続して実施しています。

図書館の利用状況、とりわけ、図書の貸出状況を見ると、昨年と比べ8割程度の水準まで回復しましたが、現在においても感染症が収束しない状況の中、昨年の同水準までの回復は難しい状況です。

コロナ禍においては、感染症拡大予防による人と人との接触を避けるため、テレワークやオンラインによる会議、通販・宅配の利用も取り入れられるようになり、市民の生活スタイルは刻々と変化しつつあります。

また、全国の図書館では、感染症拡大予防策として様々な対応を図っていますが、中でも来館せずに書籍を受け取れる宅配サービスや電子書籍について、検討・導入する自治体も増えつつあります。

市立図書館においては、ネット社会の進展に伴う活字離れのほか、コロナ禍における外出自粛等により貸出状況が減少しており、今後は、新しい生活様式に対応した図書館サービスの推進が必要不可欠と考えます。

つきましては、「新しい生活様式に対応した図書館サービスのあり方について」ご意見をいただきたく、上記のとおり諮問いたします。

## はじめに

令和2年に始まった新型コロナウイルスの感染症の拡大以来、私たちの生活は、以前のような生活を営むことは困難になり、日常においては感染予防が最優先課題となっている。この事態は、これまでに経験の無いもので、この新しい感染症に対応して生活していくために新たな思考や行動の仕方を生み出していく必要がある。

感染防止を求めるための「新しい生活様式」<sup>1</sup>や「新しい日常」<sup>2</sup>など新型コロナウイルス感染症の拡大下における私たちの生活において必要と考えられる行動様式等が示されており、また、国分寺市においても新型コロナウイルス感染症への対応方針<sup>3</sup>が示されている。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、リモートワークを推し進めるほか、市民生活に多大な影響を与えている。行政サービスも従来どおりに行うことが困難となっているため、図書館においても同様に、これまでの図書館サービスにとどまらない「新しい生活様式」をふまえたサービスが求められるようになっている。

こうした中、令和2年12月8日、国分寺市教育委員会より「新しい生活様式に対応した図書館サービスのあり方について」の諮問を受けた。第8期図書館運営協議会では、8期のスタートから8ヶ月という短期間、かつコロナ禍のため会議の開催も延期等がある中で検討を重ね、以下のような結論を得たので、ここに答申する。

---

<sup>1</sup> 厚生労働省「新しい生活様式」の実践例 令和2年5月

<sup>2</sup> 東京都「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」 令和2年5月

<sup>3</sup> 国分寺市「命と健康を全力で守るために－新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」 令和3年3月

## I. 新型コロナウイルス感染症に対応した図書館サービスの取り組みとその見直し

### 1. 図書館サービスの意義

令和2年度に新型コロナウイルス感染症が拡大し、休館や入館制限等のサービスの停止や制限を行わざるを得なかった。新型コロナウイルス感染症は対人・対物の接触を制限せざるを得ない疫病で、いかにして接触を避けるか、あるいは接触した後の処置をどう行うかが、来館型サービスの大きな課題となった。それでも感染予防対策を行い、困難を乗り越える努力を続け、令和3年度において感染予防に関する制限はあるものの、サービスを再開している。こうした状況下で利用者は減少してはいるが、日々一定の利用者を迎えていることから、図書館サービスへのニーズは確実に存在していると考えられる。新型コロナウイルス感染症の影響は免れないが、これまで培ってきた図書館サービスの蓄積を失うようなことがあってはならない。まして、新型コロナウイルス感染症の拡大が人々の交流を妨げている折、地域において知識と情報を提供する公共図書館には、人々の閉塞的な日常を開く役割がある。外出を控えることが求められ、受動的な情報提供に囲まれがちな今、自律的・主体的な思考とコミュニケーションのために、自ら選択して資料（図書・雑誌等）に出会うことのできる図書館の意義は大きい。

公共図書館の理念については、ユネスコ公共図書館宣言（1994年11月採択）には、「社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意志決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。」と述べられている。

新型コロナウイルス感染症が社会に暗い影を落としている現在、改めて社会と個人の双方の発展に寄与するものとして、その役割はこれまで以上に重要になっていると考える。図書館利用による情報獲得や個々の知的関心の追求は、疫病がもたらす不安と焦燥を和らげ、前向きに生きる力を培う基盤となる。新型コロナウイルス感染症によって生じた困難は大きいですが、これまでの図書館サービスの蓄積の上に新しい生活様式に対応した新たな図書館サービスを加え、図書館が使命を果たすことは、この災害を乗り越える手立ての一助になるであろう。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、図書館は休館も余儀なくされた。その経験を経て、図らずも再確認できたことがある。図書館は不要不急の施設ではなく、市民の暮らしに深く根付いていて、日々の暮らしに不可欠な存在だということである。

今後も感染症拡大防止対策を徹底することにより、原則として開館することが肝要である。「国分寺市立図書館における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の運営方針」<sup>4</sup>及び「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(日本図書館協会)<sup>5</sup>を活用して、図書館の役割を可能な限り果たすことが求められる。

## 2. 図書館サービスの取り組み(来館を中心としたサービス)

図書館サービスの多くは、利用者自らが図書館を訪れて、そのサービスを楽しむことで成り立っている。利用者の利用の充実を図るため、国分寺市立図書館では、さまざまなサービスを展開している(表1)。

図書館は、主として「紙の資料(図書・雑誌等)」を収集・整理・提供・保存する場であり、そこから知識や情報を得るといふ活用方法は、すでに根付いている。「紙の資料(図書・雑誌等)」による知識と情報の提供は、私たちの文化の源であり、図書館の基本的な機能である。

しかし、「紙の資料(図書・雑誌等)」は、それぞれ1つの物であるため、利用しようと思う者は、自ら図書館に出向き、それを手に取る必要がある。つまり、「紙の資料(図書・雑誌等)」であることが、これまでの図書館(来館型)サービスの主な理由だといえる。多くの資料が整然と揃えられている中から、自ら求める資料を選ぶという行為や図書館員等との間に生まれる交流は、利用者の思考とコミュニケーションの発展に寄与している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大は、これらのサービスに困難を生むことになった。新型コロナウイルス感染症は、対人・対物の接触を制限せざるを得ない疫病で、いかにして接触を避けるか、あるいは接触した後の処置を行うかが、来館型サービスの大きな課題となった。それでも感染予防対策を行い、困難を乗り越える努力を続け、現在これまでの図書館(来館型)サービスは継続されている。<sup>6</sup>

こうした努力に支えられているが、新型コロナウイルス感染症の収束について未だ見通しが立たない状況の中、感染拡大防止対策が図書館員の負担になっていることも否定できない事実である。

---

<sup>4</sup> 「国分寺市立図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止運営方針」 令和2年5月  
国分寺市教育部図書館課

<sup>5</sup> 日本図書館協会ホームページ

(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guidelines2102.pdf>)

<sup>6</sup> 「国分寺市立図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止運営方針」 令和2年5月 国分寺市教育部図書館課

表1 主な国分寺市立図書館のサービス

<b>リクエストサービス</b>
令和元年度のリクエスト件数は175,298件あり、その約83%はインターネットや館内利用者用端末からであった。
<b>障害者サービス</b>
令和元年度の障害者サービスの利用登録者数は35人である。貸出については、録音図書の貸出数のうち声の図書102タイトル、デイジー図書647タイトル、点字図書の貸出数は14冊、活字図書郵送貸出数は43冊だった。音声データなどで提供する民間ネットワークの活用により、利用可能なタイトルは7万タイトル以上になっている。
<b>レファレンスサービス</b>
調べもの支援をしており、カウンターで相談に応じている。
<b>インターネット蔵書検索及び利用者端末機検索サービス</b>
自宅のパソコンやスマートフォンから国分寺市立図書館のホームページにアクセスし、蔵書検索ができる。事前にパスワード登録をしている利用者は借りたい資料をリクエストしたり、自分の貸出・予約状況を確認したりできる。これらは図書館内の利用者端末からもできる。
<b>利用者用インターネットパソコン利用サービス・オンライン有料データベース提供サービス</b>
各図書館フロアに1台、インターネット検索用パソコンを設置している。本多図書館駅前分館には、オンライン有料データベース（ヨミダス文書館、日経テレコン21、官報情報サービス）を提供している。令和元年度の利用者用インターネットパソコン延べ利用者数は、全館合わせて2,446人であった。
<b>集会・行事活動等</b>
学校との連携で、調べ学習や総合学習で使用するための資料（図書）の定期交換便を運行している。また、「国分寺市教育7 DAYS」や学校に向かう「おはなしの出前」、生活科・社会科見学の受け入れも行っている。子ども向け行事として、おはなし会や映画会を行っている。大人向けに、子ども読書活動推進啓発講演会や児童文学講座を開催している。図書館ボランティア制度により、書架整理・先述の行事のスタッフとして市民の活躍できる場を提供している。
<b>本の展示コーナー</b>
季節や時節にあった図書の展示を大人向けと子ども向けに行っている。
<b>図書館だより</b>
年1回、市報国分寺に2ページ掲載している。
<b>子ども読書活動推進事業</b>
「第三次国分寺市子ども読書活動推進計画」に基づき、講演会・講習会、ブックリストの作成・配布、団体貸出用図書セットの作成・貸出、「としょかん福袋」の貸出などを行っている。

### 3. 図書館サービスの見直し（非来館型サービスを中心に）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでの図書館（来館型）サービスに困難を生じさせている。そこで考えなくてはならないのが、対人・対物の接触を減らしつつ図書館サービスを提供するサービス形態の構築である。すなわち「新しい生活様式に対応した図書館サービス」を提供することである。来館しなくても図書館サービスを受けることが可能であれば、現在やむを得ず図書館利用から遠ざかっている人々も改めて利用してくれるようになるであろう。

また、これはデジタル社会の進展に伴う図書館の姿であり、これまで来館しにくかった市民に対するサービスともなるので、新しい利用者層を発掘することにも繋がる可能性がある。ICT<sup>7</sup>を活用した図書館サービスについては、2012年に国分寺市図書館運営協議会第3期答申「IT技術の進展をふまえた国分寺市立図書館のサービスのあり方について」（2012年）が出されており、その提言に「図書館のICT化への一層の取り組みは、図書館の運営・サービスの向上において必要不可欠である。すでに、2008年の図書館運営協議会の答申『市民サービスの向上を図るための図書館のあり方について』における『インターネットによる情報提供』等の提言を受け、図書館側もICT化に取り組んできています。」と記されており、実際インターネット利用のリクエストや利用者用端末の提供など、取り組みがなされてきた。

これまでのICT活用の取り組みは、新型コロナウイルス感染症への対応として、一層のスピードが求められるようになってきている。

第8期図書館運営協議会は、教育委員会の諮問を受けて、「新しい生活様式に対応した図書館サービス」として、次のような図書館サービスの見直し（非来館型サービスを中心に）を提案する。

#### （1）資料の郵送・宅配サービスの継続

本市においては、障害者等サービスとして、来館困難者（国分寺市在住で、身体の障害・高齢などの理由で来館が困難な方）に対して、郵送による貸し出しを行っている。

このサービスは、対人接触は避けられる利点があるが、貸し出し等の申し込みを電話等の通信手段を使用する必要があり、対物接触は生じる。

#### （2）オンライン利用サービスの導入

コロナ禍においては、感染拡大予防としてWeb会議システムを利用したオンライン会議などを実施している事業所・大学が増加しているが、図書館の事業においても、その手法を活用して、以下の事業の実施について検討していく必要がある。

---

<sup>7</sup> ICT=Information And Communication Technology（情報通信技術）。コンピュータやデータ通信、インターネットなど情報とコミュニケーションに関する技術。



これまでも国分寺市立図書館ホームページによる案内やオンラインによる図書検索やリクエスト（予約）申込を行ってきているが、一方向型の利用となっている。これからは、現在の対面によるサービスと同様の双方向型のサービスや図書自体のオンライン貸出などのオンライン活用に進んでいく必要がある。

### ① オンラインを活用した利用者登録の実施

現在は、図書館に向いて利用者登録をする必要がある。これをインターネットで行うことで、開館時間内に来館できない市民の登録が可能になり、利用へと繋げることができる。

### ② オンラインによるリモートレファレンスの実施

レファレンスは図書館の重要なサービスである。単に書名や著者が明らかな資料を書店や図書館オンライン検索で利用するのは異なり、利用者の漠然とした調べ物を、図書館員が利用者の意図を探りながら展開させ、図書館にある資料の中から必要な資料を提供する。図書館員にとっては知識と経験が要るサービスであり、利用者のニーズに応える質の高いサービスの提供は、利用者数の増加に必ず繋がる。

Web会議システムによるリモートレファレンスは、対面とほぼ変わらず双方向でのやりとりが可能である。また、新型コロナウイルス感染症拡大による接触を避けるという目的だけでなく、けがや病気の療養中の人や身体の不自由な人のニーズにも応えることができる。

オンラインによるリモートレファレンスによって、利用者は自宅にいながら顔の見えるコミュニケーションを取ることが出来る。Web会議システムは、無料で提供されているものも多くあり、新たに予算や人手をかけずに実現が可能なサービスであるため、既に開始している図書館も多く存在する。

例えば、秋田大学図書館ホームページ<sup>8</sup>によれば、学生を対象にZoomを利用した5分程度のクイックレファレンス・30分レファレンスを実施している。

公共図書館においても、その手法を活用して事業の実施について検討していく必要がある。

### ③ オンラインによるデータベースの活用

現在、国分寺市立図書館には、館内のパソコンから利用できるデータベースはあるが、来館時にしか利用できない。公共図書館として必要かつ基本的なデータベースを導入し、オンラインで利用可能にすることが求められる。来館しなくてもデータベースを利用できるようすべきである。

---

<sup>8</sup> リモートレファレンス案内 | 秋田大学附属図書館ホームページ  
(<https://www.lib.akita-u.ac.jp/top/?q=ja/node/277>)

#### ④ オンラインによる講座・講演会・おはなし会の開催

オンラインでの講座・講演会・おはなし会を開催することによって、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも人と本、人と人とのふれあいを維持することが重要である。ただし、オンラインおはなし会については、著作権法上の「公衆送信権」の侵害に該当する可能性も指摘されている。

### (3) 電子図書館の構築（参考資料「電子図書館導入状況」を参照）

電子図書館は、電子資料（電子的に記録され、画面で読む本や雑誌などのこと）をインターネット経由で利用できるサービスのことである。

電子図書館のメリットとしては、館外から利用可能で時間的・空間的制約が無いので、接触と密を避けることができる。

密を避けること以外にもメリットとして、以下のようなことが考えられる。

○時間的な制約が無いので、24時間いつでもサービスが受けられる。日中開館している時間に来館できない生活をしている市民のニーズを掘り起こすことができる。

○障害者や高齢者の利用支援の拡大も可能である。読むことに困難のある人、来館に困難のある人の状況に合わせた利用設定が可能である。

○紙の資料は収蔵するための空間を必要とする。電子図書館では電子資料を利用するので、省スペース化が可能であり、紙の資料を持ち運んで作業するという物理的な在庫管理問題の解消ができる。

○貸借管理のシステム化によって、事務量の軽減が可能になる。

一方、現時点でのデメリットとしては、以下のようなことが考えられる。

○発行されている貸出可能な電子資料の絶対数も種類も、紙の資料ほどには十分に揃っていないとは言えない。

○紙資料の価格より高価で買い取るかまたは利用回数で制限がある。

○出版社は電子資料（図書）を電子図書館での貸出対象として販売（あるいは利用許諾）することとなるが、紙の図書とは異なる法的背景等の点で、著作権者との契約についての法整備が必要となっている。

こうしたメリット・デメリットがあるとはいえ、およそ10年前から電子資料の普及は拡大しつつあり、公共図書館などが紙の資料の貸出しに加えて電子資料の貸出しを行う事例が現れ、両方によるハイブリッドサービスを行う図書館が増えてきている。早急に検討することが必要である。

### (4) 自動貸出機の導入

利用者自身が操作する自動貸出・返却機を設置する自治体も増えつつある。自動貸出機のメリットは、対人接触を減らすことに加え、利用者の個人情報に配慮できるとともに、窓口職員の省力化が挙げられる。ただし、自動貸出機を導入するには、全ての資料にICタグを貼る必要がある。

#### (5) インターネット資源の利用と所蔵地域資料（図書・雑誌等）のデジタル化

図書館は、利用者が「調べる」ための調査支援として、レファレンスサービスを実施している。インターネットの普及によって、自宅から情報にアクセスすることができるようになった。かつては必要な情報は図書館に行き、資料（図書・雑誌等）を探して情報を得ることが一般的だったことを考えると、インターネットの普及が、図書館利用に影響を及ぼしている可能性がある。

しかし、インターネットを活用しての学習は始まったばかりである。インターネットを活用した適切な学習活動が行われるためには、図書館がデジタル資源の活用プログラムを備え、地域の小・中学校や高校との連携のもとでの資料（図書・雑誌等）提供や地域で活動している研究グループの支援などを行うことが必要である。

また、地域の歴史や特色など自分の住む地域について知ろうとしたとき、膨大な資料・情報の中から探し出すのは時間がかかる。地域に関する資料・情報などを地域図書館として収集・保存し、提供することは重要である。地域に関する資料・情報の収集とそのデジタル化には、一定の予算と人員を付け、地域資料・情報が失われること無く、かつ利用しやすい環境を整えることが求められる。

#### (6) オーディオブックの導入

オーディオブックとは、主に資料（図書）を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称であり、いわゆる「聴く本」である。カセットブック、カセット文庫、CDブックなどの録音した媒体それ自体も存在するが、インターネットの普及とともに、録音された音声ファイルをダウンロード販売する配信サービスも登場している。

配信サービスは、利用者の端末（パソコンやスマートフォン等）から本の内容を聞くことができるので、図書館に来館しなくても貸出しが可能であり、コロナ禍にあっては有効な手段といえよう。

## II. 「新しい生活様式に対応した図書館サービスのあり方について」のこれから

新型コロナウイルス感染症もいずれ収束する時が来るだろう。収束後の社会は、この感染症を経験する前の社会とは変わっているという予測をしばしば耳にする。

この新型コロナウイルス感染症収束後の私たちの生活を表す「ニューノーマル」という考え方が広がっている。

「ニューノーマル」とは、もともとはビジネス・経済用語で、「New（新しいこと）」と「Normal（正常，標準，常態）」の2単語が融合して生まれた造語である。生活様式や経済活動，ビジネスからレジャーまで，あらゆる行動を，時勢に合わせていく動きを意味する。新型コロナウイルス感染症の流行が収束し，ワクチン接種などを含む対応策が確立されたとしても，もはや以前通りの世の中へと戻っていくことは難しい。そこで，生活のあらゆる局面で「新たな常識」を意識することが必要である。

社会が変容するとき，図書館には「知の獲得」の場として，人々が変化に対応できるような知識・情報の提供と学ぶ場の設定を期待したい。

## 1. 障害のある人々への図書館サービス

図書館における障害のある人々へのサービスは，これまでの答申においても取り上げられてきているが，ここでは新たな視点で取り上げる必要があると考える。その理由は，障害者基本法及び改正障害者基本法<sup>9</sup>の基本的な理念にのっとり，平成25年に成立した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）<sup>10</sup>において，第5条で「行政機関等及び事業者は，社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため，自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備，関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と示されたことにある。

「社会的障壁の除去」「必要かつ合理的な配慮」「自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備，関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備」の3点は，障害の種別に関わらず，差別解消の実現に必要な視点である。

また，令和元年には，視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が制定された。第2条第1項では「この法律において『視覚障害者等』とは視覚障害，発達障害，肢体不自由その他の障害により，書籍（新聞，雑誌その他の刊行物を含む。以下同じ）について，視覚による表現の認識が困難な者をいう。」と定義されており，これは視覚障害者に限定されたものではなく，広範な障害に対応するということだと理解できる。同条第2項では「この法律において『視覚障害者等が利用しやすい書籍』とは，点字図書，拡大図書，その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。」とされ，第3項では「この法律において『視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等』

---

<sup>9</sup> 発達障害や難病等に起因する障害が含まれることを明確化し，出来るだけ幅広くとらえる観点から，「身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」と規定した。

<sup>10</sup> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（内閣府ホームページ）  
([https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html))

とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。」と定義されている。

社会的障壁の除去と障害のある人々の読書への支援は重なるものである。特に、図書館はこのことに直接かかわる機関であり、早急に取り組みを開始することが求められる。

このために必要な取り組みとして

- 障害種別に対応した図書館利用ニーズの把握
  - 障害種別に対応できる職員の配置及び障害理解研修の実施
  - 障害のある人々の生涯学習を支援できる人材の配置
- などが挙げられる。

また、「国分寺市障害者計画実施計画」及び「国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画」<sup>11</sup>と連携して、その達成状況にも注視していく必要がある。

## 2. 生涯学習の拠点としての図書館サービス

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、職に影響を受けた人が少なくない。職を失ったあるいは賃金が減ったなどの困難が、報道されてもいる。新たな職に出会うこともなかなか難しいとの声も報じられている。この新型コロナウイルス感染症による影響だけでなく、これからのテクノロジーの発達は、職の種類や内容を変化させるという予測もある。

令和3年6月、教育再生実行会議<sup>12</sup>第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びのあり方について」が発表された。この提言では「ニューノーマル」を「(コロナを経験して分かった課題を解決する)新しい日常」としている。

この提言は、学校教育を中心に述べられており、従来の直線的・年齢区切りのな学校教育のあり方から、生涯にわたる学び方への移行を示している。述べられている項目のうち、これからの図書館サービスに関連すると思われるのは、

- 学校教育と社会教育の連携
  - 社会人のリカレント教育
- の2点である。

リカレント教育についての説明はいくつかあるが、平成30年に出された中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の用語解説では、「職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、一旦社会に出てから

---

<sup>11</sup> 「国分寺市障害者計画実施計画」「国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画」  
([https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/025/513/r3keikaku.pdf](https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/025/513/r3keikaku.pdf))

<sup>12</sup> 教育再生実行会議  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/>)

行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。」とされている。リカレント教育（学び直し）と表現されている資料（図書）もある。リカレント教育を推進する理由は「人生100年時代や技術革新の進展等を見据え、社会のニーズに対応すること」「誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築すること」とされている。変化の激しい時代にあって、20代前半までに学校教育を終えれば教育は完成するというこれまでの考え方では、十分な対応ができなくなっている。私たちは、社会人になっても、変化に対応してリカレントしていくことが求められている。生涯にわたって学ぶことを求められる時代にあって、地域にある公立図書館は、学校教育と社会教育の双方の連携を活かし、人々のリカレントのきっかけや情報収集に最も近い存在となれる。これまで以上に生涯教育の拠点としての機能を充実させることが求められる。

また、「子供の育ちを社会全体で支えるための取組」として、今後の図書館のあり方も取り上げており、「国は、子供たちに多様で魅力的な学びを提供できるよう、図書館や公民館等の社会教育施設においてもICTを有効に活用する取組を促進する。特に、電子資料（図書）の充実や人材確保等による電子図書館（学校図書館を含む）機能の充実のための取組を促進する。」と述べられている。ICTの活用は、子どもたちのためだけでなく、地域の成人のリカレント教育にも有効である。

### 3. すべての人々の学びを支える図書館サービスの構築

平成18年に成立した新たな教育基本法は、第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」として、生涯学習の理念をうたっている。時代や社会の変化に対応して学び続けることが求められる現在、子ども時代から図書館に親しみ、社会人になってからも図書館を大いに利活用できる、生涯学習の場として世代別の需要に対応したサービスを構築することが求められる。

## III 提言

これまでの検討内容に従い、以下提言する。

### 1. これまでの図書館（来館型）サービスの見直しと継続

#### (1) 来館型サービスの利用者のニーズへの対応

図書館（来館型）サービスは、人や資料に直接触れる場であり、今後も新型コロナウイルス感染症予防を徹底して、利用者のニーズに応えること。

#### (2) 資料の収集、整理、提供、保存の計画的整備

紙の資料は、図書館文化の基盤である。今後も、紙の資料の収集、整理、提供、保存に努めると同時に空間的・物理的な処理の課題について検討し、新しい生活様式にも対応した利用しやすい環境を計画・整備すること。

### (3) 自動貸出機の導入

利用者の利便性と図書館員の省力化を図るために、自動貸出機・返却機の導入を検討すること。

## 2. ポストコロナ時代を見据えたデジタル化への対応

### (1) オンラインを利用したサービスの導入

リモートレファレンス、オンライン講座・講演会等の開催など、Web会議システム等を活用した双方向型事業の実施について検討すること。また、オンラインデータベースのリモートアクセスについて検討すること。

### (2) 電子図書館機能の導入

接触と密を避けることができるポストコロナ時代の図書館として、館外から利用可能で時間的・空間的制約が無い電子図書館の構築を検討すること。同時にシステムを動かす人材の育成に努めること。

### (3) インターネット資源の利用と所蔵地域資料（図書・雑誌等）のデジタル化

図書館の調査支援として、インターネット資源を活用すること。また地域に関する資料・情報の収集とそのデジタル化を図る環境を整備すること。

### (4) オーディオブックの導入

非来館で利用可能な配信サービスによるオーディオブックの導入を検討すること。

## 3. 新しい生活様式に対応した図書館サービスの構築

### (1) 広範かつ多様な障害者サービスの実施

障害によって必要なサービスは異なることへの理解に立って、障害の特性を理解したサービスを構築すること。

### (2) すべての人々の学びを支える図書館サービスの構築

子ども時代から図書館に親しみ、社会人になってからも図書館を活用し、学び直しの場として年代ごとの状況に対応した図書館サービスを構築すること。

#### IV. まとめ

新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会に大きな影響を及ぼし、私たちは、これまでの生活の見直しや変化の受け入れを求められている。この流れに図書館も無関係ではられない。

これから推進される「ニューノーマル」に対応した図書館サービスは、未来を生きる人々にとっての重要な情報提供サービスになっていく。そうした中、何より目を配っていただきたいのは、生活を担うため日々働き図書館を利用する余裕が持てない人々や、ニーズはあっても図書館サービスに自分だけでは辿り着けない可能性のある人々へのサービスである。

新しい生活様式に対応した図書館サービスは、

- ・紙の資料（図書・雑誌等）に親しむこれまで蓄積してきたサービス
- ・急激に進むデジタル社会に対応するサービス
- ・誰もが必要な時に受けられる障壁のないサービス

という三つの視点が重要である。

また、これまで培ってきた紙の資料（図書・雑誌等）を中心とした図書館サービスとこれから求められるデジタルな図書館サービスを適切に組み合わせながら、確実に未来に生きる図書館サービスを構築するために、以下のことをお願いし、答申のまとめとする。

**【利用者・市民の需要が高いサービスを中心に、新しい生活様式に対応した図書館サービスに優先順位を付け、計画的に順次実施すること。】**



## 参考資料

### 電子図書館導入状況（国分寺市教育部図書館課調べ）

#### (1) 全国の電子図書館導入状況について

電子出版制作・流通協議会の調べによると、全国の電子図書館は、令和2年4月には94自治体だったが、令和3年4月1日には205自治体に増え、一年間で倍増する勢いとなっている。

#### (2) 多摩26市の電子図書館導入について

都下多摩地域においては、平成30年4月より八王子市が導入を開始したが、今コロナ禍において、8市が地方創生臨時交付金等を活用し、導入を開始している。

導入自治体は以下のとおりである。

昭島市（2020.5）、狛江市（2020.6）、小金井市（2020.12）、立川市・武蔵野市・多摩市（2021.1）、国立市（2021.2）三鷹市（2021.3）

#### (3) 千代田区立図書館における電子図書館サービスの利用と変化

千代田区立図書館においては、①書架狭隘化の解消、②図書館サービスの拡大（24時間365日サービス）、③非来館型サービス、④資料（図書）延滞・紛失の解消、⑤貴重資料（図書）の電子化のメリットを考慮し、2007年11月に電子図書館サービス「千代田Web図書館」を開始した。

#### ■コロナ禍の「千代田Web図書館」の貸出数及び予約数の増加

コロナ感染が拡大してきた令和2年3月以降、千代田Web図書館の利用が増加し、新着コンテンツを中心に軒並み予約が多数となった。特に、緊急事態宣言が発出された4月は前年度比589倍と貸出数が増加した。その後5月が376%と増加傾向が続いた。また、予約件数においても1月から7月期においては590%に増加した。

#### (4) 八王子市立図書館における電子図書館サービスの利用と変化

八王子市の電子図書館サービスは平成30年4月からサービスを開始しており、令和2年11月現在のタイトル数は11,229件となっている。

導入直後の電子図書館利用状況は、月当たり1,000回程度の貸出しが続いていたが、令和2年3月以降のサービス休止や臨時休館により貸し出しが急増した。令和2年5月が最大で前年同月に比し7倍となった。また、コンテンツの充実を図ったことにより、令和2年10月においても前年同月の約4倍を維持している（表2）。

また、コロナ禍においては、電子図書館の利用登録者数も増加しており、年代別（令和2年10月）では、10代・60代が最も増加率が高く（2.6倍）、その他の年代においても2倍程度増加している。

表2 八王子市電子図書館利用状況 (件)

区分	平成30年	令和元年	令和2年10月まで
閲覧	26,194	37,669	108,896
貸出	10,451	15,030	36,872
予約	2,984	3,678	13,488

(5)現状における電子図書館導入のメリット・デメリットのまとめ

① 導入のメリット

- i 三密と接触を避けられる。
- ii 図書館の休館日に関わらず24時間365日、いつでもどこでも図書館を利用することができる。利用者登録をすれば、図書館に来館しなくてもサービスが受けられる（非来館型サービス）。
- iii 様々な読書環境を提供することができる。通常の活字による読書が困難な方に対しても、読み上げ機能や文字サイズの変更、色反転などの機能により、より良い読書環境を提供することができる。
- iv 電子データのため資料（図書）の汚破損・紛失がない。
- v 返却期日以降は自動的に返却されるので、返却の延滞がない。
- vi 書架狭隘化の解消・保管場所を要しない。

② 導入に当たってのデメリット及び課題

- i 閲覧用端末とインターネット環境がなければ利用できない。また、端末操作に不慣れの方は利用しにくい。
- ii 紙の資料（図書）に比べ提供される電子資料（図書）のコンテンツがまだ少ない。特に、新刊は提供までに時間を要する。
- iii 品揃えに偏りがある。ラインナップは学術系が中心で、利用者が期待している文芸系（小説）が少ない。
- iv コンテンツの価格が高い。販売価格は出版社が決めるが、紙の資料（図書）の約1.5倍から2倍程度に推奨されている。
- v 現在は電子資料（図書）を購入しても、2年ないし52回の貸し出しでライセンスが消滅してしまい、蔵書数には含まれない。（デジタル著作権の制約・ビジネスモデルを採用）
- vi 導入において多額の費用がかかる（表3を参照）。

表3 電子図書館設置に係る年間諸経費

（単位：千円）

	初年度	2年目	3年目	4年目
システム連携	5,720			
ランニングコスト	1,848	1,848	1,848	1,848
オーディオブック連携	1,100			
オーディオブック利用料	1,980	1,980	1,980	1,980
コンテンツ購入費	3,845	3,845	3,845	3,845
合計	14,493	7,673	7,673	7,673

附1 委員名簿

氏名	略歴等	委員区分	備考
池田 勇	市民公募委員	第7条第4項(1)※	
芳賀 明子	市民公募委員	第7条第4項(1)※	
鈴木 弘樹	市民公募委員	第7条第4項(1)※	
高橋 碧海	市民公募委員	第7条第4項(1)※	
内海あゆみ	市民公募委員	第7条第4項(1)※	
手嶋 孝典	前学芸大学司書課程非常勤講師	第7条第4項(2)※	会長
柿田 芳久	元福生市立図書館長	第7条第4項(2)※	副会長
前田 稔	東京学芸大学教育学部教授	第7条第4項(2)※	
須長 靖夫	国分寺障害者団体連絡協議会	第7条第4項(3)※	
岡田久美子	国分寺市立小・中学校PTA連合会	第7条第4項(4)※	

※定員10人以内（国分寺市立図書館条例）

## 附2 審議経過

令和2年12月8日	諮問「新しい生活様式に対応した図書館サービスのあり方について」
令和3年3月26日	第2回図書館運営協議会 事務局説明及び意見交換
令和3年6月9日	第3回図書館運営協議会 答申内容協議
令和3年7月21日	第4回図書館運営協議会 答申内容協議及び答申案作成部会の設置
令和3年8月6日	答申案作成部会 答申案骨子の検討
令和3年8月18日 ～24日	答申案作成部会（メール開催） 答申案原案作成
令和3年8月25日 ～28日	答申案原案確認（メール開催）
令和3年9月1日	第5回図書館運営協議会 答申案の検討
令和3年9月6日	答申案作成部会 答申文の検討
令和3年9月10日 ～20日	答申文確認（メール開催）
令和3年9月30日	答申文の決定